			Ī
講習科目について当該科目の受講の免除第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それ(講習科目の受講の一部免除)	を受けることができる。ぞれ同表の下欄に掲げる	講習科目について当該科目の受講第三条 次の表の上欄に掲げる者は、(講習科目の受講の一部免除)	講の免除を受けることができる。は、それぞれ同表の下欄に掲げる
きる者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	習 科 目	きる者受講の免除を受けることがで	講習科目
年政令第二百七十三号)第三建設業法施行令(昭和三十一(略)		年政令第二百七十三号)第三建設業法施行令(昭和三十一	(略)
管理技術検定のうち、一四条に規定する建設機械		管理技術検定のうち、四条に規定する建設機	
二欠倹官こおいて丟楚L事用の技術検定に合格した者で第		二欠倹官こおいて甚楚L事用の技術検定に合格した者で第一	
設機械操作施工法を選択		設機械操作施工法を選	
検定で施工技術検定規則(昭なかつたもの又は二級の技術		定で建設機械施工管理かつたもの又は二級の	
三十五年建設省令第十七		て種別を定める等の件	
五号までに定められた検定種)第一条第一項第一号から第		号)に定められた第一種から和三年国土交通省告示第百二	
当するものに合格し		種までの種別に該当す	
		のに合格した者	
(略) (略)		(格)	(略)

(傍線部分は改正部分)